

# 業務部速報



No. 95

発行 21. 12. 12

JR東労組 業務部

申16号

## 乗務員の業務等の見直しについて」に関する申し入れ 団体交渉を行う！① 12月6日開催

### 1.人間労働を前提として、移動時間や準備時間等に必要な労働時間を確保し、安全・健康・ゆとりの向上を図ること。

組合 安全・安定輸送の確保を前提に、働きやすさの向上を図るとい乗務員勤務制度の根本を変えないこと。	会社 会社としても同様の考えである。今回は乗務員勤務制度改正までは至らない。 <b>確認！</b>
人間労働だからこそ働きやすい環境や睡眠時間の確保は、安全を守るためにより重要であることを踏まえて、必要な労働時間を確保すること。	社員の働きやすい乗務行路を引き続き検討し、改善出来るところは改善する。
タブレットが導入され作業の変化があることから実態を踏まえて、労働時間を確保するべきである。	区所ごと、それぞれの作業実態に合わせた労働時間を確保している。 <b>確認！</b>
余裕があるダイヤ設定をするべきである。余裕がある仕事をつくらないと、焦りやミスにつながる。様々な実態を踏まえるべきである。	余裕を持った時間を設定していく。 <b>確認！</b>

### 箇所ごとの作業実態に踏まえて必要な労働時間を確保することを確認！

### 2.就業規則（別表第2）に「出勤予備の者の1日当り労働時間数を7時間10分とする」ことを明記した場合の出勤時間の設定は、地方の特情を踏まえ短時間の設定も可能とすること。

組合 働きやすさの向上を図ることからも超勤を前提とした勤務作成を行わないということではいか。	会社 これまで通り超勤を前提とした交番をつくらないことは変わらない。
法定労働時間を超えるケースは区所の判断で、勤務作成時に短時間の出勤予備を勤務指定することも可能か。	就業規則に7時間10分と明記するが、長短の予備を一律に否定するものではない。法定労働時間を超える勤務指定をする場合は、7時間10分以下の予備勤務を作成する。 <b>確認！</b>

### 箇所ごとの作業実態に踏まえて必要な労働時間を確保することを確認！

### 3.早目出場について、乗務に遅れないように余裕を持つ3分前出場の本質は変わらないことから、安全・安定輸送の確保のためにも、これまで通り3分前出場の時間を加味した労働時間とすること。

組合 変更する合理的な理由がないので、これまでどおり3分前出場とするべきである。	会社 区所から出場して乗り継ぐまでに、ある程度余裕時間を持っている。今回の見直しによって3分を一律になくすものではない。全体的に見直している。
乗務に遅れないために余裕を持つ3分前出場の本質は変わらないとあり、作業実態は変わらない。変更する合理性がない。	全体的に見て、結果として増減はあるが、指示として3分前出場を行わない。出場に対する余裕のある徒歩時間は確保している。 <b>3分前出場を残すことは一致せず！</b>
安全・安定輸送の確保のために、3分前出場の時間を加味した労働時間とすることは、認識が合うのか。	安全・安定輸送のために行っている時間を加味して付与している。

### 安全確保やお客さま対応のため余裕を持った徒歩時間を確保することは確認！

②へ続く